

公益社団法人徳島県教育会 互助会運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 公益社団法人徳島県教育会（以下「教育会」という）定款第5条第1項第3号に基づき互助会を設け、この規程は、定款第59条により運営に関する必要な事項を定める。

第2章 互助会会員

(互助会会員)

第2条 互助会会員（以下「会員」という）は、教育会の正会員とする。

第3章 事業

(事業の種類)

第3条 互助会は次の事業を行う。

(1) 会員の福利増進に関する事業

イ 納付事業

- 会員死亡弔慰金の給付
- 不慮災厄者慰謝金の給付
- 長期療養者慰謝金の給付
- 住宅罹災者慰謝金の給付
- 配偶者死亡慰謝金の給付
- 家族死亡慰謝金の給付
- 実父母死亡慰謝金の給付
- 会員結婚祝金の給付
- 子の結婚祝金の給付
- 出産祝金（見舞金）の給付

ロ 福祉事業

- 在会1か年以上の会員に対する資金の貸付

ハ 厚生事業

- 研修会、研修講座、健康増進に関する事業の開催及び補助支援

(2) その他必要な公益的事業

第4章 拠出金

(拠出金)

第4条 会員は別に定める公益社団法人徳島県教育会会費・拠出金に関する規程により納入する。

(拠出金給付金からの控除)

第5条 会員資格を喪失したときは、互助会がその者に支払うべき拠出金、その他の給付金があり、その者が互助会資金の借受人であって、現在未償還金がある場合は、この額を償還金の一部として控除する。

第5章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 互助会の財産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 互助会拠出金
- (2) 事業に伴う収益金

(会計)

第7条 会計は次のとおりとする。

- (1) 互助会特別会計

(資産の管理)

第8条 事業計画及び收支予算並びに事業報告及び決算については、教育会定款第48条、第49条に基づき行う。

(監査)

第9条 監査は教育会定款第49条に基づき行う。

(施行細則)

第10条 この規程運用に関して、細部の必要な事項は理事会の決議を経て、施行細則を別に定める。

附 則

(改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(施行期日)

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成26年6月13日 一部変更

公益社団法人徳島県教育会 互助会運営規程施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人徳島県教育会互助会運営規程（以下「規程」という）実施のため、その手続き及び規程第3条に基づき行う諸事業（貸付金関係は別に定める「細則」による）に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、次に掲げる用語はそれぞれ当該各号の定めるところによる。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 会 員 | 規程第2条に定める会員 |
| (2) 家 族 | 規程第2条に定める会員と生計をともにする配偶者、子、父母（養父母、義父母を含む）とする。 |
| (3) 遺 族 | 会員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係にあつた者を含む）、子（養子を含む）、父母（養父母、義父母を含む）、孫、祖父母、兄弟をいう。 |
| (4) 子 | 会員の子（養子を含む）をいう。 |
| (5) 実 父 母 | 第2号に定める家族以外で会員本人の実父母をいう。 |

(遺族の順位)

第3条 遺族の順位は前条第3号に定める順位による。ただし会員死亡前特別の意思表示をしたときは、これによるほか前条第3号に定める遺族がない場合は親族を含む葬祭を主催した者とする。

(会員資格の手続)

第4条 資格を取得した会員に対し、拠出金台帳を所属長に送付する。

- 2 会員資格を喪失したときは、退職者拠出金返付請求書（様式第12号）に所要事項を記載して所属長を経由し、拠出金台帳を添付して理事長に提出する。

(会員拠出金台帳)

第5条 所属長は前条第1項による拠出金台帳に毎月拠出金納入済の認印、その他所属所の異動、諸給付金受給などの必要事項を記載する。

(給付及び貸付の制限)

第6条 互助会は次の各号の1に掲げる場合に該当するときは諸給付及び貸付の全部または一部を行わないことができる。

- (1) 納付金の請求に虚偽または不正の事実があった場合
(2) 拠出金の納入及び貸付金償還の義務を履行しない場合
(3) その他理事長において給付または貸し付けることを不適当と認めた場合

(給付を受ける権利の消滅)

第7条 諸給付を受ける権利は、その事由発生の日から1年以内にこれを行わないときは、行使することができない。

ただし、やむを得ない事由により期日を経過して申請があったときは理事長が特別の事由と認めた場合に限り考慮することができる。

第2章 返付金、給付金、厚生事業

(拠出金の返付)

- 第8条 定款第10条、第11条、第12条により会員資格を喪失したときは、原則として喪失までの間に納入した金額を返付する。（様式第12号）
2 互助会が廃止された時は、原則として既納拠出金全額を返付する。

(会員死亡弔慰金)

- 第9条 会員が死亡したときは、会員死亡弔慰金を第3条の順位により遺族に金100,000円を支給する。（様式第2号）
2 会員が死亡したときには花輪（10,000円相当）を贈る。

(不慮災厄者慰謝金の給付)

- 第10条 会員が失明または一肢以上を失ったとき、またはこれと同程度と認められる災厄にかかったときは金40,000円を支給する。（様式第4号）

(長期療養者慰謝金の給付)

- 第11条 会員傷病により1か月以上（30日）以上勤務を休み療養したときは、金10,000円を支給する。ただし、同傷病の場合6か月以内の療養及び再入院（結核性疾患については1年以内）については再支給しない。（様式第6号）
また、次に掲げる場合は【徳島県人事委員会規則7-1第10条2】に基づき、従前の病気休暇の期限を通算する。
1 健康を回復して出勤後1年以内に、再度、結核性疾患のため休養を要する場合
2 健康を回復して出勤後6か月以内に、当該傷病の再発又はその他の私傷病のため引き続き、30日を超えて休養を要する場合

(住宅罹災者慰謝金の給付)

- 第12条 現在居住している会員の住居が火災による災害を受けたとき、下記の慰謝金を支給する。ただし、地震を起因とする火災、及び垣、納屋などの附属建物は対象外。（様式第5号）
- | | |
|---|-----------|
| （1）住居及び家財の全部が焼失したとき | 金100,000円 |
| （2）住居の2分の1以上が焼失したとき | 金70,000円 |
| （3）前各号には該当しないが、住居の損害程度に応じ、所属長の副申により事実を勘案して慰謝金を支給することができる。 | |
- 2 必要書類として公的機関発行の罹災証明書を添付するものとする。

(配偶者死亡慰謝金の給付)

- 第13条 会員の配偶者が死亡したときは金70,000円を支給する。（様式第7号）

(家族死亡慰謝金の給付)

- 第14条 第2条第2号に定める家族が死亡したときは金15,000円を支給する。（様式第7号）

(実父母死亡慰謝金の給付)

第15条 第2条第5号に定める会員（本人）の実父母が死亡したときは金7,000円を支給する。（様式第7号）

(結婚祝金の給付)

第16条 会員が結婚したとき（挙式日及び入籍日のいずれかとする）は金15,000円を支給する。（様式第9号）

(子の結婚祝金の給付)

第17条 会員の子が結婚したとき（挙式日及び入籍日のいずれかとする）は金7,000円を支給する。（様式第10号）

(出産祝〈見舞〉金の給付)

第18条 会員またはその配偶者が出産したときは金10,000円を支給する。（死産、流産は妊娠85日以上に限り見舞金）（様式第11号）

(事業内容の変更)

第19条 理事長は、社会情勢の変動等により、事業内容及び給付金の金額については、理事会の承認を経て変更することができる。

(給付金の停止)

第20条 天災（風・水・震害）が起因とする死亡・傷病等については、原則として弔慰金・慰謝金を支給しない。

第3章 紿付の決定及び請求

(給付金の決定及び支給)

第21条 会員は、第9条から第18条までに該当する事項について該当請求書にそれぞれの事実を記載し、所属長の認印のうえ、理事長に請求しなければならない。

2 理事長は前項の請求があった場合、これを審査のうえ決定し請求者に支給する。

附 則

(改 廃)

この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(施行期日)

この細則は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成26年 6月13日 一部変更

平成28年10月21日 一部変更

公益社団法人徳島県教育会 互助会貸付細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人徳島県教育会互助会運営規程（以下「規程」という）

第3条に基づき、会員が臨時資金の貸付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(財源)

第2条 貸付金の財源は規程第6条における資産額よりその年度予算に定めた金額をこれに充てる。

(貸付の事由)

第3条 互助会は次に掲げる事由により、資金を必要とすると認めたときは、その申込みにより貸付を行う。

1 信用貸付金

(貸付金額及び資格の限度)

第4条 貸付金の金額及び資格の限度は次のとおりとする。

1 第3条第1項の信用貸付金額

(1) 在会1年以上	1,000,000円	100回払
(2) 在会2年以上	3,000,000円	150回払

(二重貸付の制限)

第5条 現在、融資を受け貸付金の残額がある場合には、次の事由を除いて、同種類の貸付金を新たに借り受けることができない。

(1) 第3条第1項の信用貸付金に限り、前回の借入金を2分の1以上遅滞なく償還した場合についてのみ、理事長はこれを調査のうえ適当と認めたときは貸し付けすることができる。なお、前回の貸付金残額は貸し付けする際に精算すること。なお、借り換が可能な回数は1回のみとする。

(貸付金利率)

第6条 貸付金に対する利率は次のとおり定める。

(1) 信用貸付金	固定金利	年2.1%
	変動金利	年1.2%

(貸付の申込)

第7条 申込人は次の各号に掲げる貸付金申込書に必要事項を記入し、所属長の記名押印を得て理事長に提出する。

(1) 信用貸付金（様式第14号）の申込人は、申込書に記名押印する。

(貸付の決定)

第8条 理事長は前条の貸付金申込書を受理したときは、次により審査決定のうえ、借受人に通知する。

(1) 信用貸付金は、理事長においてこれを審査決定する。

(2) 貸付が決定した場合は、借受人の指定口座に送金する。

(連帯保証人)

第9条 借受人の貸付金及び利息支払いを担保するため、第3条第1項における貸付金については会員または一定の所得のある勤労者が連帯保証人（1名）となり連署しなければならない。

なお、連帯保証人が会員以外の場合は、次に掲げるいずれかの書類（写し）を添付することとする。

- (1) 源泉徴収票
- (2) 納税通知書
- (3) 確定申告書
- (4) 給与明細書
- (5) 所得証明書

2 連帯保証人は借受人と連帯して債務履行の責任を持つ。

(償還)

第10条 借受人は貸付契約額に応じた償還金額表により毎月末日までに元金及び利子合計額を償還するものとする。

- 2 借受人は前項の契約にかかわらず元金の繰り上げ、または残り元金全額を一括に償還することができる。
- 3 借受人において次の各号に該当するときは、償還の期限及び方法に関する権利を失い、互助会の指示に従い元金及び利子の残額全部を償還するものとする。
 - (1) 借用金を借用目的以外に使用したとき。
 - (2) 互助会運営規程、同施行細則及び貸付細則、貸付に関する契約等に違背したとき。
 - (3) 第三者より強制執行を受け競売もしくは破産の申し立てを受けたとき。

(償還金の扱い込み)

第11条 借受人の償還金が県費職員の場合は、毎月給料支払日に互助会から徳島県教育委員会に控除手続きの報告をし、借受人指定の金融機関より引き落とすものとする。

- 2 借受人の償還金が県費以外の職員（国立・市立・幼稚園・こども園・市町村関係）である場合は、毎月給料支払日に借受人の償還表記載の金額を、互助会所定の振込用紙にて納入することとする。

(借用証書)

第12条 借受人が償還を完了したときは、借用証書（契約書）を借受人に返還しなければならない。

(貸倒引当金)

第13条 第9条の連帯保証人が債務不履行となり、回収が不可能となった場合に備え、貸倒引当金を積み立てることができる。

附 則

この貸付細則で定めるもののほか、必要な事項は理事会で定める。

(改廃)

この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(施行期日)

この細則は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成25年 9月 1日 一部変更

平成26年 6月 13日 一部変更

平成26年12月 1日 一部変更

平成28年10月21日 一部変更

令和 2年 4月 1日 一部変更